

6 消安第4241号
令和6年11月5日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

CRC2836-13885 LVS_ETD MB#2株を利用して生産されたフィターゼ



CRC2836-13885 LVS_ETD MB#2 株を利用して生産されたフィターゼに係る 食品健康影響評価について

1. 経緯

「CRC2836-13885 LVS_ETD MB#2 株を利用して生産されたフィターゼ」については、令和4年1月17日付けでダニスコジャパンから組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本申請品目は、生産性の向上等を目的として、*Trichoderma reesei* RL-P37 株を宿主とし、腸内細菌 *Buttiauxella* 種等、複数の細菌のフィターゼ遺伝子を基に合成されたフィターゼ遺伝子を導入した CRC2836-13885 LVS_ETD MB#2 株によって生産される。

3. 酵素の機能

フィターゼは、飼料中に含まれるフィチンリンの加水分解を触媒する。

4. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、既存のフィターゼと利用目的や利用方法に関して相違は無い。なお、本フィターゼは飼料中のフィチンリンの利用効率を高めるため、豚及び家きん（鶏、ウズラ）の飼料に添加して利用される。

5. 海外の状況

2024年時点で、EU諸国、米国、オーストラリアを含む、世界30か国で承認、販売されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。